

わが国の世帯統計

山本千鶴子

1はじめに

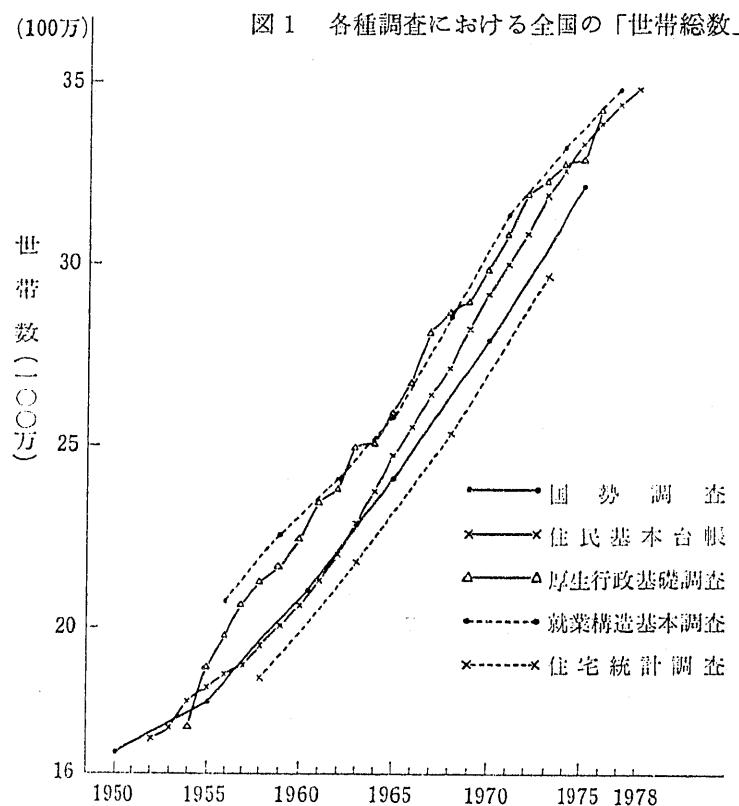
世帯数の増加は戦後著しく、その将来動向は国や自治体などの将来計画にとって、きわめて重要である。

ところが、1970年代に入って、世帯総数の動向について、次のような問題が提示されてきた。その1つは、図1にみられるように、世帯総数の増加率が「国勢調査」とその他の調査との間に差異がみられること、その2は増加率を計算する基礎となっている世帯数が、同じ年次にもかかわらず、調査間に大きな差があることである。

すなわち、「国勢調査」の世帯総数の増加率をみると、1970—75年には15.3%，1965—70年は15.7%とほとんど差がみられなかった。また、「国勢調査」の結果にもとづく世帯数の将来推計結果によると、1975—80年の世帯総数（中間推計値）の増加率は12.5%と見込まれていた¹⁾。ところが、「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表」（以下「住民基本台帳」と略す）の5年間の増加率は、1967—72年の16.9%から1972—77年の11.4%へと5.5%の低下を示し、年増加率も1969年から1974年までの2～3%台から、1975—76年で1.8%，1976—77年で1.4%と著しい低下を示している。

また、1975年の世帯総数は、「国勢調査」が3,214万世帯であるのに對して、「住民基本台帳」は3,331万世帯と、その両者の差は117万世帯であり、さらに1974年の「就業構造基本調査」の世帯総数は3,320万世帯と、1年後に行なわれた「国勢調査」の世帯総数を106万世帯も上回っていた。

世帯数の規模と動向にこのような差をもたらす要因は、統計一般に考えられているように、「国勢調査」とその他の調査の間における(1)世帯



1) 伊藤達也・山本千鶴子「全国世帯数の将来推計（昭和52年1月暫定推計）：昭和45年～75年」『人口問題研究』第141号、1977年1月。

表1 各種世帯

区分	国勢調査	住宅統計調査						
世帯の定義	<p>普通世帯——住居と生計を共にしている人の集まり、又は1戸を構えている単身者。</p> <p>ただし、単身の住込みの雇い人については、以下のように取り扱った。</p> <p>(1) 単身の住込みの営業使用人 5人以下の場合は雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とした。 6人以上の場合は営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。</p> <p>(2) 単身の住込みの家事使用人は何人いても雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とした。</p> <p>(『昭和50年国勢調査報告 第2巻 全国編』Vページ)</p>	<p>この調査では、一般の家庭のように住居と生計をともにしている人々の集まりを1つの世帯とする。</p> <p>1人で1戸をかまえて暮している人(1人でアパートなどに住んでいる人を含む。)は1人で1つの世帯とします。</p> <p>(『昭和53年住宅統計調査 調査の手引』10ページ)</p>						
単独世帯の世帯主	(単独世帯) 普通世帯	(1人の主世帯) 普通世帯						
2人以上の普通世帯の世帯主および世帯主の親族								
単身の住込み家事使用人	雇主の世帯に含める。	雇主と同居していれば雇主の世帯に含める。						
単身の住込み営業使用人	<table border="0"> <tr> <td>5人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6人以上</td> <td>まとめて1つの準世帯</td> </tr> </table>	5人以下		6人以上	まとめて1つの準世帯	<table border="0"> <tr> <td>雇主と同居していても、まとめて1つの準世帯</td> </tr> </table>	雇主と同居していても、まとめて1つの準世帯	
5人以下								
6人以上	まとめて1つの準世帯							
雇主と同居していても、まとめて1つの準世帯								
単身の下宿人・間借り人	<table border="0"> <tr> <td>1人</td> <td>1つの準世帯</td> </tr> <tr> <td>2人以上</td> <td>1人1人にはばらして1つの準世帯</td> </tr> </table>	1人	1つの準世帯	2人以上	1人1人にはばらして1つの準世帯	<table border="0"> <tr> <td>1つの準世帯</td> </tr> <tr> <td>まとめて1つの準世帯</td> </tr> </table>	1つの準世帯	まとめて1つの準世帯
1人	1つの準世帯							
2人以上	1人1人にはばらして1つの準世帯							
1つの準世帯								
まとめて1つの準世帯								
学校寄宿舎・会社などの寄宿舎	棟ごとにまとめて1つの準世帯							
社会施設		棟ごとにまとめて1つの準世帯						
病院・療養所	病院ごとに1つの準世帯							
自衛隊・矯正施設	調査単位ごとに1つの準世帯	対象外						
調査対象地域(国勢調査調査区後置番号)	全調査区	1, 2, 3, 4, 8						

家計調査
全国消費実態調査

統計の定義

厚生行政基礎調査	就業構造基本調査	住民基本台帳にもとづく世帯数
<p>世帯とは、調査日現在、事実上住居をともにし、かつ、事実上の家計を一つにしている者の集り、または1人で独立の家計を維持しているものをいう。</p> <p>ここでいう家計とは、日常生活を営むための収支をいう。</p> <p>(『昭和52年厚生行政基礎調査報告』254ページ)</p>	<p>一般世帯——一般的家庭のように住居と生計を共にしている2人以上の人の集まりをいう。</p> <p>単身の住み込みの雇い人はその住み込んでいる世帯の世帯員とした。</p> <p>单身世帯——1人で1戸をかまえて暮している者や、単身で間借りをしているような人、あるいは寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する单身者1人1人をいう。</p> <p>(『昭和52年就業構造基本調査報告全国編』3ページ)</p>	<p>世帯とは、居住と生計を共にする社会生活上の単位をいいます。営業のための使用人、寄宿舎などの居住者などは、居住が一緒であっても生計を共にするものではないので、各人がそれぞれの世帯をつくっているとみられます。</p> <p>(『住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表』[昭52.3.31現在] 197ページ)</p>
単独世帯	单身世帯	1つの世帯
1つの世帯	一般世帯	1つの世帯
<p>雇主と生計が別の場合、1人1人にはばらして1つの単独世帯とする。</p> <p>雇主と生計が一緒の場合は、雇主の世帯に含める。</p>	<p>雇主と住居を共にしていれば、雇主の世帯に含める。</p>	
単独世帯	单身世帯	
1人1人にはばらして1つの単独世帯		
1室に1人の場合は単独世帯、1室に2人以上の場合は、その者が独立の家計を維持しているかどうかで、1つにするか2つ以上にするか判断する。		
対象外	1人1人にはばらして1つの单身世帯	1人1人にはばらして1つの世帯
後置番号1にある病院のみ。医療施設で住民登録をしていれば単独世帯、それ以外は生活の本拠のある世帯に入る。		
対象外	対象外	
1, 8	1, 2, 3, 4, 8	全調査区

の定義の違い、(2)調査対象の範囲の違い、(3)調査基準時点の違い、などが考えられる。

そこで本稿では以上の3つの要因について検討することにしたい。

本稿で比較検討の対象とする世帯統計は、「国勢調査」と「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表」のほかに「住宅統計調査」、「就業構造基本調査」、「厚生行政基礎調査」の5つである。

上記5つの調査をとりあげる理由は、(1)「国勢調査」以外の年次について、全国の世帯数の調査結果が得られる。(2)「厚生行政基礎調査」については、「国民栄養調査」、「国民生活実態調査」や「国民健康調査」などの標本調査の客体抽出の母集団として設定されているからである。

2 世帯に関する定義・調査対象などの比較

2.1 調査間の世帯の定義

5つの調査で用いられている世帯についての諸定義（用語）を整理して表1に示した。世帯の基本的定義はどの調査にも共通している。すなわち、世帯とは、①「住居と生計（あるいは家計）を共にしている人（々）の集まり」及び②「1戸を構えている単身者」と定義されている。しかし、5つの調査とも最も重要な調査単位は調査対象者個人であって、世帯は調査対象者をもれなく把握するための単位あるいは手段である。そのため、世帯の基本的定義が同じであるにもかかわらず、具体的な世帯の取り扱い方は、調査の目的や調査実施機関によって差異がみられる。その1つは、基本的定義の第2項の「1戸を構えている単身者」の取り扱い方、その2つは、「1人あるいは集団で生活している単身者」の世帯に関する取り扱い方である。

まず、第1点の「1戸を構えている単身者」は、「国勢調査」及び「住宅統計調査」ではそれぞれ「単独世帯」あるいは「1人の主世帯」として「普通世帯」に分類されている。しかし、「就業構造基本調査」及び「厚生行政基礎調査」では「国勢調査」でいうところの「準世帯」に分類され、「就業構造基本調査」では「1戸を構えている単身者」を「単身世帯」とよび、「厚生行政基礎調査」では「単独世帯」とよんでいる。

第2点の「1人で下宿あるいは集団で生活している単身者」については、「国勢調査」及び「住宅統計調査」では「準世帯」とよんでいる。1人で生活している場合、住居も生計も他から独立していれば「普通世帯」の方に分類され、普通世帯と住居が一緒であるが、生計が別の場合は「準世帯」の方に分類されている。これに対して「就業構造基本調査」及び「厚生行政基礎調査」では「1人で1戸を構えている単身者」と同じように扱い、「就業構造基本調査」では「単身世帯」、「厚生行政基礎調査」では「単独世帯」とよんでいる。「厚生行政基礎調査」では「単独世帯」の中を「住み込みまたは寄宿舎等に居住する単独世帯」と「その他の単独世帯」とに分類しているが、「就業構造基本調査」ではこのような分類はなされていない。

そこで、本稿では世帯をまず世帯人員が2人以上の世帯とそれ以外の世帯とに分けることにする。前者の「住居と生計を共にしている2人以上の人の集まり」を「家族的世帯」とし、後者の「家族的世帯以外の世帯」すなわち「アパート等で1戸を構えている単身者」、「単身の下宿人」、「学校・会社の寄宿舎等の入居者」、「住み込みの雇い人」、「病院・施設の入居者」などの単身生活者で形成された世帯を「単身者世帯」とする。

この「単身者世帯」の単位の取り方には2つの方法がある。その1つは寮・寄宿舎や社会施設に住んでいる人達については1棟ごとにまとめ、病院や児童保護施設・更生施設に住んでいる人達は病院や施設ごとにまとめ、自営隊や矯正施設の居住者と収容者については調査単位ごとにまとめて、それぞれ1つの「単身者世帯」とする方法である。この方法は、「国勢調査」や「住宅統計調査」で用い

られている。もう1つの方法は寮や寄宿舎に住んでいる単身生活者の1人1人をばらして、それを1つの「単身者世帯」とする方法である。この方法は「就業構造基本調査」、「厚生行政基礎調査」や「住民基本台帳」²⁾で用いられている。

まとめて1つの世帯とみなすか、あるいは1人1人をばらして1つの世帯とするかの違いは、「単身者世帯数」に差をもたらし、後者の方が前者よりも大きくなることはいうまでもない。

2.2 調査対象と方法

次に、5つの調査間における調査対象と方法の違いについてふれることにしよう（図2参照）。

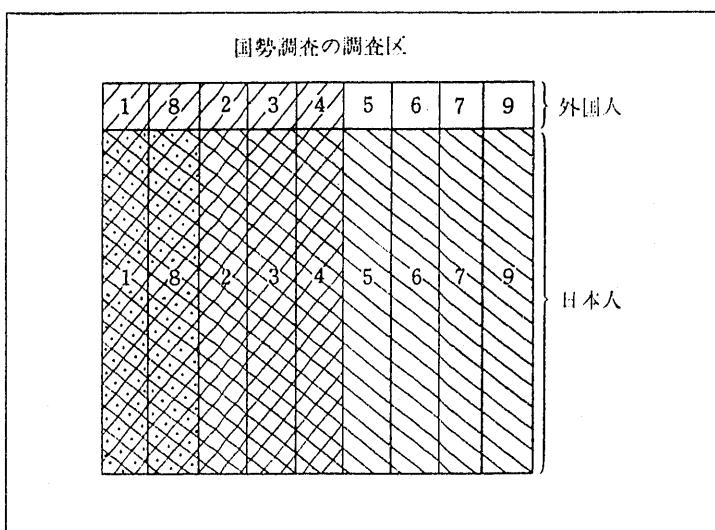
まず第1の違いは世帯数が実査によるものか、帳簿によるものかの違いである。

「住民基本台帳」は帳簿上の世帯数であるが、それ以外の調査の世帯数は実査による世帯数である。

第2の違いは、悉皆調査かあるいは抽出調査かの違いである。

「国勢調査」は調査の時期に日本国内に3カ月以上常住している人、もしくは3カ月以上にわたって常住する見込みの人を、世帯を単位として調査している。又、「住民基本台帳」は「国勢調査」の

図2 各種調査における調査区の範囲



図中の数字は後置番号を表わす

	調査名	後置番号	世帯主が外国人の場合
	厚生行政基礎調査	1, 8	対象外
	住宅統計調査・就業構造基本調査	1, 2, 3, 4, 8	対象とする
	住民基本台帳		本文参照

2) 「住民基本台帳」においては、「家族的世帯」と「単身者世帯」の区別はわからないが、「営業使用人、寄宿者などの居住者は居住が一緒であっても生計を共にするものでないので、各人がそれぞれの世帯をつくりっているとみられている」(『住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表』昭和52.3.31現在、197ページ)ため、後者の方に入れた。

全調査区にあたる地域を対象としているとみられる。これらに対して「住宅統計調査」「就業構造基本調査」および「厚生行政基礎調査」の3つの調査は「国勢調査」の調査区を抽出単位とした抽出調査である。前の2つの調査は「国勢調査」の調査区の後置番号1, 2, 3, 4, 8の調査区を調査対象としている。そして「厚生行政基礎調査」は後置番号1と8を調査対象とした抽出調査であり、5つの世帯統計の中で調査対象の範囲は最も小さい。

もう1つの違いは、国籍によるとり扱い方の違いである。

「国勢調査」、「就業構造基本調査」及び「住宅統計調査」は外国籍の人も含めて調査の対象としている。ただし、外国の外交団・領事団、外国軍隊の軍人・軍属は除外されている。なお、「住宅統計調査」は、正確には外国の政府又は国際機関の公務をおびる者が管理する施設の居住者は除外している。一方、「厚生行政基礎調査」については、世帯主が外国人の世帯は除外しており、上記の三つの調査よりも更に調査対象が小さくなっている。又、「住民基本台帳」については、住民基本台帳に記載されている日本人という規定のため、外国人は除外される。しかし、世帯主が外国人で、その配偶者が日本人の場合は、配偶者を仮の世帯主とし、備考として本来の世帯主を記入することにしている³⁾。したがって、「厚生行政基礎調査」よりも対象は大きくなっている。

2.3 調査の時期

次に調査の時期についてふれることにする。「国勢調査」は、唯一の、戦前からひき続き行なわれている悉皆調査で、1920年以降、太平洋戦争終了直後の混乱期を除いて、5年目ごとに実施され、1975年までに12回を数えている。調査実施の間隔が「国勢調査」と同じ5年の「住宅統計調査」は、1948年以降、1978年まですでに7回を数えている。インターバルが3年の「就業構造基本調査」は1956年以降、1977年まですでに8回を数えており、「厚生行政基礎調査」は1954年以降、1966年⁴⁾を除く毎年、調査が行なわれている。「住民基本台帳」は1952年以降、1977年まで毎年公表されている。又、調査の月日については以下のようになっている。

調査名	調査の月日・時刻		
国勢調査	各回とも10月1日前午零時現在		
住宅統計調査	第1回 (1948年) 8月1日現在		
	第2回 (1953年) 9月1日現在		
	第3回以降 (1958年~) 10月1日現在		
就業構造基本調査	各回とも7月1日前午零時現在		
厚生行政基礎調査	1953~1956年 4月1日現在		
	1957~1965年 4月15日現在		
	1967年以降 6月1日現在		
住民基本台帳	毎年3月31日現在		

以上のべてきたことを要約すると以下のとおりである。

- (1) 世帯の定義、すなわち①「住居と生計（あるいは家計）を共にしている人（々）の集まり」及び②「1戸を構えている単身者」は、5つの世帯統計において共通していた。
- (2) しかし、上記の②「1戸を構えている単身者」及び「1人で下宿あるいは集団で生活している単身者」の分類の仕方については調査間に次のような差がみられた。

3) 自治省行政局振興課編集『住民基本台帳法令・通達集』昭和54年版、62ページ。

4) 1966年については、「厚生省生活総合調査」を実施した。

「国勢調査」及び「住宅統計調査」では「1戸を構えている単身者」は「普通世帯」に、「1人で下宿あるいは集団で生活している単身者」は「準世帯」の方に分類している。「就業構造基本調査」及び「厚生行政基礎調査」では、前者も後者も「国勢調査」でいうところの「準世帯」の方に分類している。

(3) 「単身者世帯」の単位のとり方には2つの方法があった。その1つは棟・病院・調査単位等をまとめて1つの「単身者世帯」とする方法であり、もう1つは寮や寄宿舎等にいる単身生活者の1人1人をそれぞれ1つの世帯とする方法である。

(4) 調査対象の範囲については「国勢調査」が一番大きく、次に「住民基本台帳」、三番目に「住宅統計調査」及び「就業構造基本調査」、そして一番小さいのは「厚生行政基礎調査」である。

(5) 調査の時期については、「国勢調査」以外は戦後になって行なわれた調査であり、調査間の間隔について「国勢調査」・「住宅統計調査」は5年、「就業構造基本調査」は3年、「厚生行政基礎調査」、「住民基本台帳」は1年となっている。

(6) 調査の期日についてみれば、最近では同一年次内では一番早い「住民基本台帳」と一番遅い「国勢調査」及び「住宅統計調査」では6カ月間の開きがあった。

3 世帯数及び世帯人員に関する結果の比較

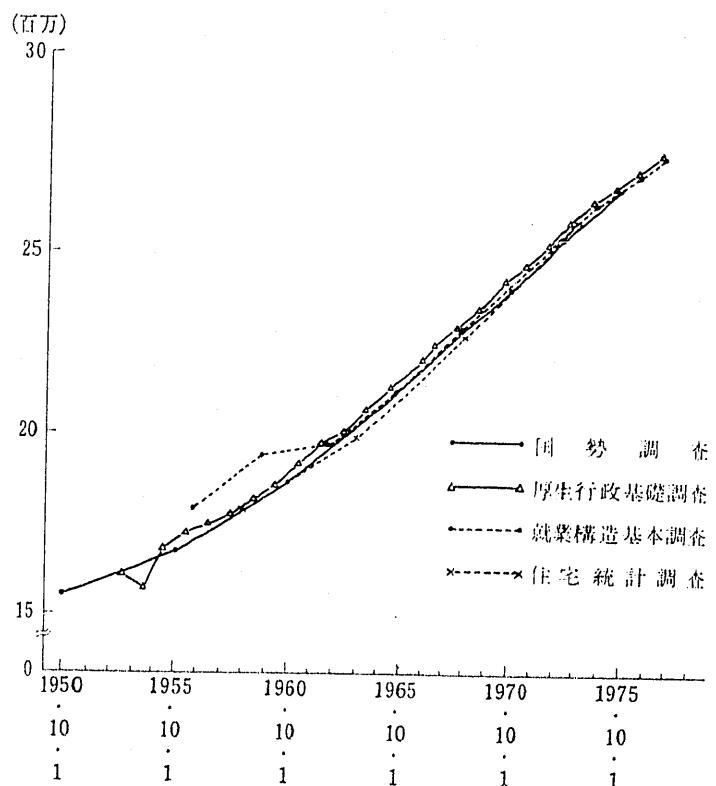
3.1 「家族的世帯」数の比較

5つの調査の世帯統計の基礎となっている世帯の定義、調査対象と方法および調査の時期について検討してきた。しかし、より重要なことは、このような差異が全国世帯数そのものにどのような差をもたらしているのか明らかにしておくことである。すなわちいくつかの調査結果を利用して、全国の世帯数の動向をみると、無視できない相違点と、事項によっては無視できるものとを区別し、無視したとしても、そのことによる影響がどの範囲でどの程度のものであるかを確定しておくことによって、はじめにあげた世帯統計の問題点を解明することができるからである。

すでにみてきたように世帯の基本的定義のその2にあたる「1戸を構えている単身者」については調査間で様々な差異がみられた。しかし、基本的定義その1の「家族的世帯」については調査間でその差が認められなかった。

そこで各調査における「家族的世帯」数を図3に示した。1954年の「厚生行政基礎調査」及び1956, 1959年の「就業構造基本調査」については、他の調査と比べて60万から100万位の差があるが、他の年次及び他の調査についてはほとんど差が認められなかった。

図3 各種調査における全国の「家族的世帯」数



世帯総数でみた場合、1974年の「就業構造基本調査」と1975年の「国勢調査」との間には、1年後に実施された「国勢調査」の方が106万少ないと、いう結果となっていたが、「家族的世帯」で比較すると、そのような差はなくなり、1年後に実施された「国勢調査」の方が65万世帯程大きい。さらに、1973年の「住宅統計調査」と「厚生行政基礎調査」を比べると世帯総数では266万世帯、後者の方が大きかったが、「家族的世帯」では両者の差は100世帯しかみられなかった。このように、「家族的世帯」数は調査方法や調査対象のちがい、さらに調査期日のずれにもかかわらず、その推移には、どの調査でもほとんど差がなかった。したがって、各調査の世帯総数の差は「単身者世帯」の差によるということができるよう。

3.2 「単身者世帯」数と人員の比較

そこで次に「単身者世帯」数を図4に示した。このような差が出てくるのは調査によって「単身者世帯」のカウントの仕方に違いがあるためである。

そこでカウントの方法を統一し「単身者世帯」人員で比較したのが図5である。

調査対象が一番大きい「国勢調査」と「住宅統計調査」とでは、調査年に2年ずれがある。そこで1960年の「国勢調査」と1958年の「住宅統計調査」とを比較すると、前者の方が約190万人多いが、両者の差は調査の回数を重ねるごとに小さくなってきており、1975年の「国勢調査」

図4 各種調査における「単身者世帯」数

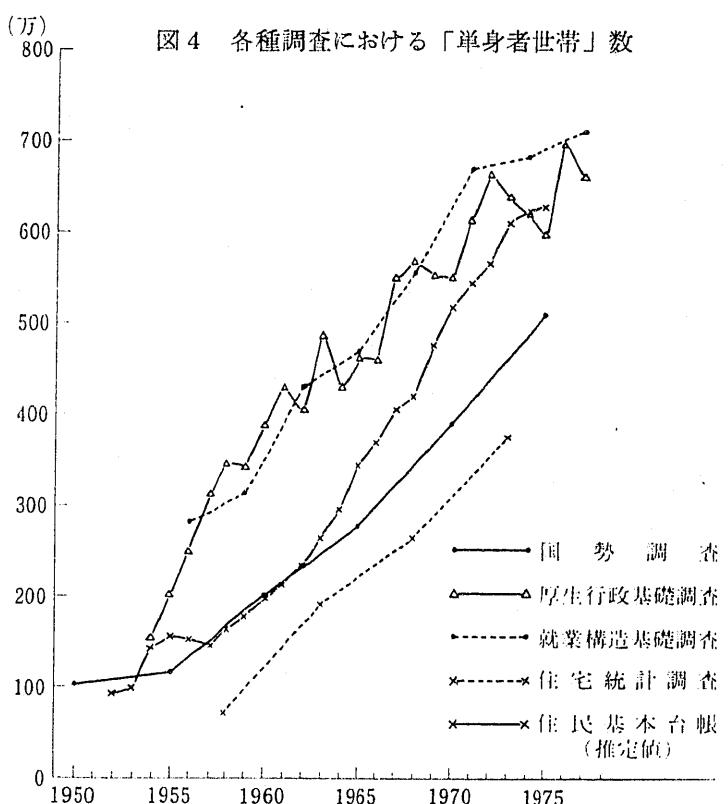
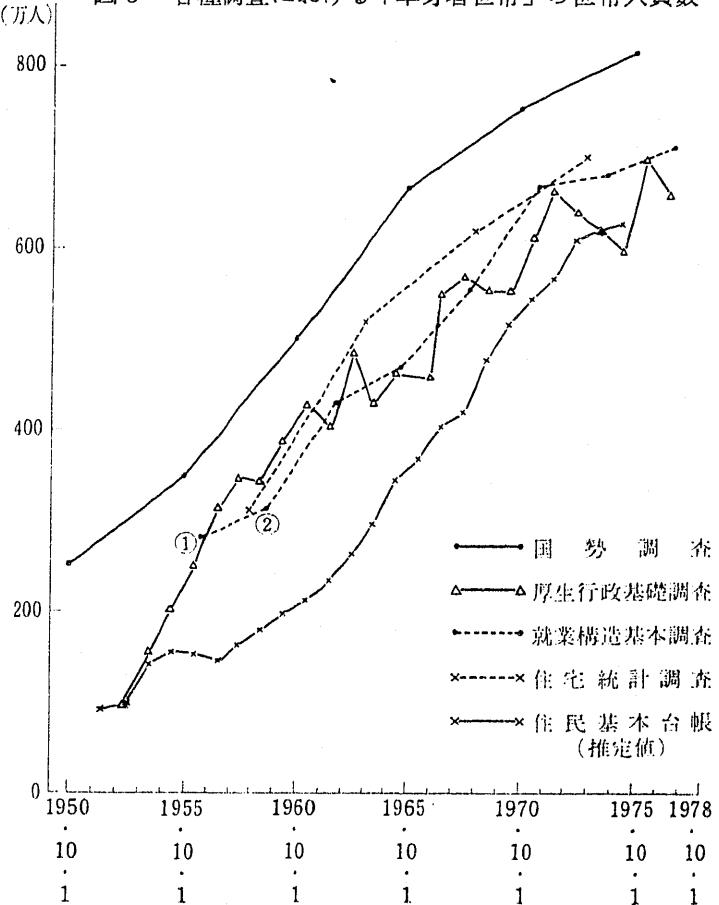


図5 各種調査における「単身者世帯」の世帯人員数



と1973年の「住宅統計調査」との差はおおよそ100万人となっている。

「国勢調査」と「就業構造基本調査」の比較では、1960年の差は約200万人、1970年の「国勢調査」と1971年の「就業構造基本調査」とでは約87万人の差、1975年の「国勢調査」と1977年の「就業構造基本調査」とでは64万人の差があり、いずれも「国勢調査」の方が大きく、両者の差は最近の年次になるにしたがって小さくなっている。

「国勢調査」と「厚生行政基礎調査」との差は、1950年代はおおよそ100万人あり、1960年代以降は約200万人となり、いずれも「国勢調査」の方が大きい。

一方、「厚生行政基礎調査」と「住宅統計調査」との比較では1958年と1963年では、約30万人、1977年では約40万人と、いずれの年次でも「住宅統計調査」の方が大きく、最近になるにしたがって、その差は大きくなっている。

調査対象が同じである「住宅統計調査」と「就業構造基本調査」との比較では、余り差がないはずであるが、1963年の「住宅統計調査」と1962年の「就業構造基本調査」との差は約90万人、「住宅統計調査」の方が大きく、調査の回数を重ねるにしたがってその差は縮まっているが、1973年の「住宅統計調査」と1974年の「就業構造基本調査」の差は30万人、前者が大きくなっている。

なお、「住民基本台帳」には「家族的世帯」と「単身者世帯」の区別がないので次のような方法で推定した。他の4つの調査では「家族的世帯」の定義も世帯数も大体同じであった。そこで「国勢調査」の「家族的世帯」数を直線補間して毎調査間年次の「家族的世帯」数を推定し、つぎに「住民基本台帳」の世帯数から、「家族的世帯」数をさしづいて、「住民基本台帳」の「単独世帯」数及び世帯人員を推定した。こうして推定された「単身者世帯」数は図4に、「単身者世帯」人員は図5に示した。

要するに、「単身者世帯」の人員数で各調査間を比較してみると、「単身者世帯」が最も大きかったのは「国勢調査」、二番目が「住宅統計調査」と「就業構造基本調査」、三番目が「厚生行政基礎調査」、四番目が「住民基本台帳」となった。これは調査対象の大きさのちがい、すなわち、「国勢調査」は外国人も含むすべての調査区を、「住宅統計調査」と「就業構造基本調査」は外国人をも含む後置番号1, 2, 3, 4, 8の調査区を、「厚生行政基礎調査」は外国人の世帯主の世帯を除く後置番号1, 8の調査区によるものと考えられる。なお、「住民基本台帳」は調査対象が「国勢調査」の次に大きいにもかかわらず、推定の「単身者世帯」人員数では一番小さくなっている。

4 まとめ

5つの調査の世帯の基本的定義は、①「住居と生計（あるいは家計）を共にしている人（々）の集まり」及び②「1戸を構えている単身者」であった。5つの調査を比較していえることは、基本的定義①の「住居と生計を共にしている2人以上の人の集まり」すなわち「家族的世帯」については調査間での差が認められなかった。しかし、②の「1戸を構えている単身者」、及び「1人又は集団で生活している単身者」に関するとり扱い方に差があった。

「1戸を構えている単身者」については、「国勢調査」と「住宅統計調査」では「普通世帯」に分類し、「就業構造基本調査」と「厚生行政基礎調査」では、「国勢調査」でいうところの「準世帯」に分類されている。又、「1人あるいは集団で生活している単身者」については、どの調査とも、「国勢調査」でいうところの「準世帯」に分類している。しかし、調査によって単位のとり方に違いがある。その1つは、寮・寄宿舎・社会施設の居住者、病院、保護・更生施設、自衛隊や強制施設に生活している人達は、寮の1棟ごと、病院や施設ごと、調査単位ごとにまとめて1つとかぞえる方法

である。これは「国勢調査」や「住宅統計調査」で用いられている方法である。もう1つは、寮・寄宿舎等に住んでいる単身者1人1人をばらして1つの「単身者世帯」とする方法で、「就業構造基本調査」、「厚生行政基礎調査」、「住民基本台帳」で用いられている方法である。

調査の方法について、実査は「国勢調査」、「住宅統計調査」、「就業構造基本調査」及び「厚生行政基礎調査」の4つであり、残りの「住民基本台帳」は帳簿上の世帯数である。又、「国勢調査」及び「住民基本台帳」は全国を対象としており、残りの3つの「住宅統計調査」、「就業構造基本調査」及び「厚生行政基礎調査」は抽出調査である。

抽出調査の場合、対象となる調査区は「住宅統計調査」及び「就業構造基本調査」は「国勢調査」の調査区の後置番号1, 2, 3, 4, 8で、「厚生行政基礎調査」は1と8である。又、対象の調査区に住んでいる外国人の取り扱いについては「国勢調査」、「住宅統計調査」及び「就業構造基本調査」は、外国人を調査の対象としている。しかし、「厚生行政基礎調査」は、外国人の世帯主の世帯は対象外としている。「住民基本台帳」では外国人が世帯主で配偶者が日本人の場合は、配偶者を仮の世帯主として、登録している。

調査実施の間隔が「国勢調査」及び「住宅統計調査」は5年であり、「就業構造基本調査」は3年で、毎年行なわれるは「厚生行政基礎調査」及び「住民基本台帳」である。又、調査の時期は、同一年次でみれば、一番早い3月31日の「住民基本台帳」と一番遅い10月1日の「国勢調査」及び「住宅統計調査」では6カ月間の開きがあった。

そこで、各調査における「家族的世帯」数と、「家族的世帯」以外の世帯数すなわち「単身者世帯」数を比較した。その結果、「家族的世帯」数については、調査対象及び方法に差があったにもかかわらず、1954年の「厚生行政基礎調査」及び1956年と1959年の「就業構造基本調査」を除いては、ほとんど差が認められないと言ってもよい。したがって、世帯総数の差は「単身者世帯」の差ということができる。

「単身者世帯」の単位のとり方には2つの方法があるため、「単身者世帯」人員に単位をそろえ、その数を比較した。その結果、「住民基本台帳」を除いては調査対象の大きい順、すなわち一番大きいのは「国勢調査」、二番目は「住宅統計調査」及び「就業構造基本調査」、三番目は「厚生行政基礎調査」の順となった。しかしながら、「厚生行政基礎調査」は年次変化がきわめて大きく、又、調査対象の範囲が同じにもかかわらず「住宅統計調査」と「就業構造基本調査」では、最近になるにしたがって、その差は小さくなっているものの、1973年の「住宅統計調査」と1974年の「就業構造基本調査」の差は、前者が30万人大きくなっている。そして、調査対象が「国勢調査」の次に大きいにもかかわらず、「住民基本台帳」はどの年次も一番小さい値となっている。

5 今後の課題

住居と生計を共にする2人以上の「家族的世帯」の動向は、各調査においてほぼ同じ傾向を示していた。しかし、世帯の家族構成、経済構成あるいは地域分布においても同様なことがいえるのであろうか。また、調査間でかなり大きな差がみられた「単身者世帯」については、定義や調査対象の差をほかの各種の調査結果を用いることによって整合的に説明できるのだろうか。こうした点を今後の課題としたい。